

家さん飼養農場での防疫対策の徹底

飼養衛生管理基準遵守の再徹底を！

これから年末年始や旧正月の時期を迎え、人の出入国や移動が活発になることが見込まれ、また渡り鳥の飛来・滞在シーズンが続き、農場内への病原体侵入リスクが高くなり、一層の警戒が必要となります。

再度、農場における病原体侵入防止の徹底をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの症状；元気消失、食欲低下、産卵率の低下、呼吸器症状、肉冠・肉垂・顔面の腫れやチアノーゼ、脚の皮下出血等。時にはこれらの症状を認められないまま短時間で死亡します。



沈鬱・顔面の浮腫



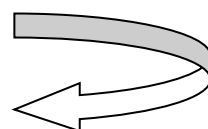
皮下出血



肉冠の壊死

農場への高病原性鳥インフルエンザの侵入を防ぐため、下記事項の徹底をお願いします！

続きます



1 畜産関係者等の海外渡航の自粛

高病原性鳥インフルエンザ等が発生している国への渡航を可能な限り自粛しましょう。

外国人従業員を雇っている方は、日本への持ち込みが禁止されている肉製品等が、海外からの携帯品や国際郵便物等によって持ち込まれることがないように、従業員に対してお知らせ願います。

2 農場における病原体侵入防止対策の再徹底

・飼養管理に関係のない方の衛生管理区域や畜舎への立入りを制限してください。

・やむなく衛生管理区域に入場する畜産関係者等には、**車両の消毒、専用の衣服及び長靴の着用、手指消毒**を徹底してください。

・野生動物侵入防止のため、防鳥ネット、畜舎の壁や天井等に破損箇所、隙間がないか再点検し、修繕をお願いいたします。

3 家さんの健康観察、異状を認めた場合の早期通報

家さんの健康観察を毎日行い、異状を認めた際は、かかりつけの獣医師又は家畜保健衛生所まで早期通報をお願いいたします。

0238-43-3217
080-1840-0705

上記電話番号で24時間対応しています！